9.18 消防・防災

9.18.1 現況調査

(1) 調査事項及びその選択理由

調査事項及びその選択理由は、表 9.18-1に示すとおりとした。

表 9.18-1 調査事項及びその選択理由

調査事項	選択理由
①防火設備等の状況 ②耐震設備等の状況 ③津波対策施設等の状況 ④気象の状況 ⑤地形・地質の状況 ⑥水象の状況 ⑦土地利用の状況 ⑧監視体制の状況 ⑨災害等の発生状況 ⑩法令等の基準等 ⑪東京都等の計画等の状況	事業の実施に伴い耐震性、津波及び防火性の影響が 考えられることから、計画地及びその周辺につい て、左記の事項に係る調査が必要である。

(2) 調査地域

調査地域は、特に設定しない。

(3) 調査方法

1) 防火設備等の状況

調査は、関係機関等へのヒヤリングとし、スプリンクラー等の防火設備の設置等、類似施設の防火対策状況の整理によった。

2) 耐震設備等の状況

調査は、関係機関等へのヒヤリングとし、耐震構造等、類似施設の耐震化の状況の整理によった。

3) 津波対策施設等の状況

調査は、既存資料調査により、計画地周辺における津波対策施設等の状況の整理によった。

4) 気象の状況

調査は、「9.1 大気等 9.1.1 現況調査 (3)調査方法 2)気象の状況」(p.55 参照) と同様とした。

5) 地形・地質の状況

調査は、「地形図」(国土地理院)、「土地条件図」(平成 26 年 12 月 国土地理院)、「東京の液状化予測図(平成 24 年度改訂版)」(平成 25 年 3 月 東京都)等の既存資料の整理によった。

6) 水象の状況

調査は、「地形図」(国土地理院)、「土地条件図」等の既存資料の整理によった。

7) 土地利用の状況

調査は、「東京の土地利用 平成23年東京都区部」(平成25年5月 東京都都市整備局)、「東京都地域防災計画 震災編 別冊資料」(平成26年7月 東京都防災会議)等の既存資料の整理によった。

8) 監視体制の状況

調査は、関係機関等へのヒヤリングとし、類似施設の監視の実施主体者、監視組織の体系等、 監視体制の整理によった。

9) 災害等の発生状況

調査は、「東京都地域防災計画 震災編 本冊」(平成 26 年 7 月 東京都防災会議)、「東日本大震災における東京都の対応と教訓」(平成 23 年 9 月 東京都)等の既存資料の整理によった。

10) 法令等の基準等

調査は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)、建築基準法(昭和25年法律第201号)、消防法(昭和23年法律第186号)等の法令等の整理によった。

11) 東京都等の計画等の状況

調査は、「東京都地域防災計画震災編本冊」等の計画等の整理によった。

(4) 調査結果

1) 防火設備等の状況

類似施設として、施設用途・規模が本計画の施設に近いA施設について、防火設備等の状況を表 9.18-2 に整理した。A施設は建築基準法に準拠しており、さらに消防法及び各自治体の火災予防条例により防火設備等の設置基準に基づく消火設備等を設置しており、発見・通報のための自動火災報知設備、避難誘導のための非常照明設備、初期消火のための消火器具、本格消火のための消防排煙設備等が設置され、施設の火災を最小限に防ぐ設備配置がなされている。

表 9.18-2 類似施設における防火設備等の状況

分類	消火設備等	A施設
発見・通報	自動火災報知設備	0
	ガス漏れ火災警報器	0
	非常警報装置	0
	火災通報装置	_
	総合操作盤	-
避難誘導	非常照明設備	0
	誘導灯及び誘導標識	0
	避難器具	0
初期消火	消火器具	0
	大型消火器	_
	屋内消火栓設備	_
	スプリンクラー	_
	不活性ガス消火設備	_
	泡消火設備	_
本格消火	非常用進入口	_
	消防排煙設備	0
	排煙設備	_
	連結送水設備	_
	消防用水	_
その他	移動式粉末消火設備	_
	屋外消火栓	_
	非常電源 (自家発電装置)	_
	非常電源 (蓄電池設備)	_

凡例:○:設置、一:設置なし

2) 耐震設備等の状況

類似施設のA施設の耐震設備等の状況は、表 9.18-3 に示すとおりである。A施設は、鉄筋コンクリート造で新耐震基準を満たす構造となっており、市の避難所として指定されている。

表 9.18-3 既存及び類似施設における耐震設備等の状況

施設名称	A施設
構造	鉄筋コンクリート造
耐震の状況	平成5年竣工、新耐震基準を満たしている。
広域避難所等	市の避難所として指定されている。
の指定状況	

3) 津波対策施設等の状況

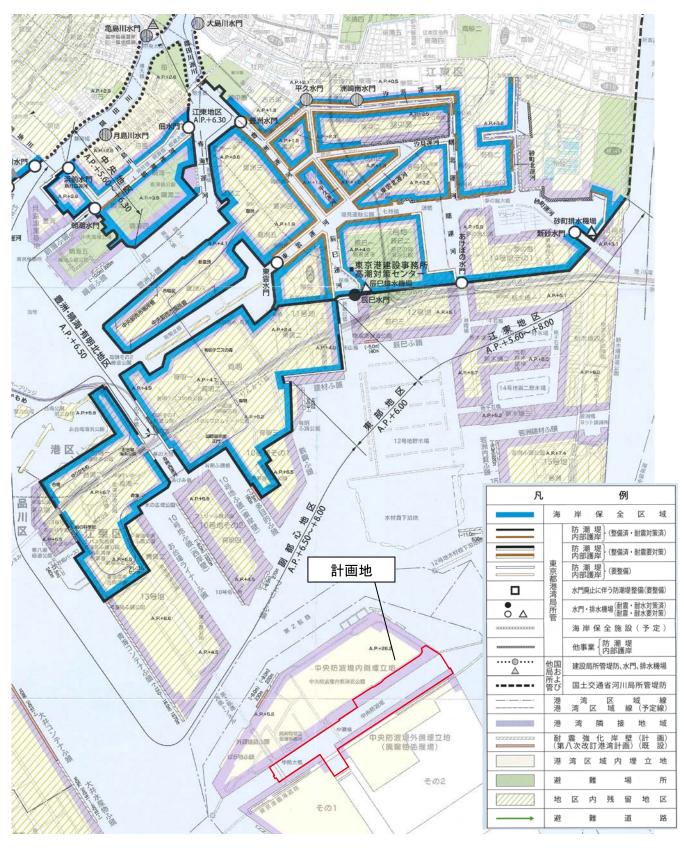
東京都の防潮堤等の整備計画は、図 9.18-1 に示すとおりである。東京港の外郭防潮堤は概成しており、その外側の堤外地防潮堤と内側の内部護岸は約7割整備されている。また、水門は 19 箇所、排水機場は4箇所整備されている。なお、外郭防潮堤の未整備部分は、想定される高潮の高さより、地盤が高い場所などに位置している。計画地は、中央防波堤内側埋立地、中央防波堤外側埋立地及びその間の水路に位置し、外郭防潮堤の外側で、海岸保全区域ではない。

4) 気象の状況

計画地周辺における風向・風速の状況は、「9.1 大気等 9.1.1 現況調査 (4)調査結果 2)気象の状況」(p.66 参照) に示したとおりである。

風速の期間平均値は 2.2~3.1m/s であり、春季及び秋季は南西、夏季は北東、冬季は北の風 向が卓越していた。

「東京都地域防災計画 震災編」によると、被害想定は冬の18時、風速8m/sを想定している。計画地における冬季の期間平均風速は2.2m/s、日平均値の最高値が3.4m/sで北の風向が卓越している。また、冬季の計画地の風下側(計画地の南側)は、中央防波堤外側埋立地となっており、住居等は存在しない。



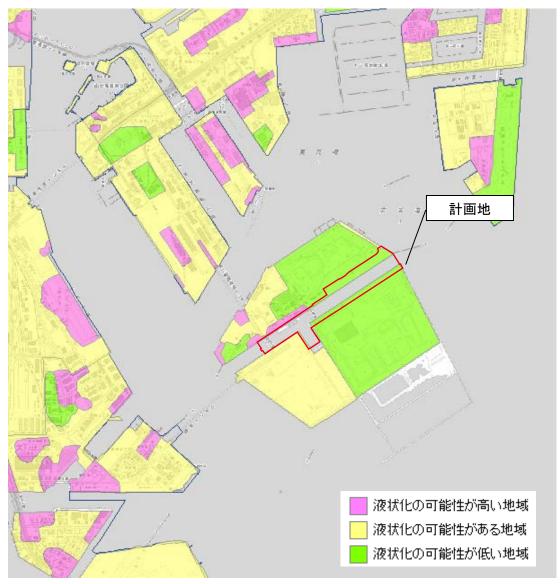
出典:「東京港の防災事業 平成27年」(平成27年6月 東京都港湾局)

図 9.18-1 防潮堤等の整備計画の状況

5) 地形・地質の状況

「9.1 大気等 9.1.1 現況調査 (4)調査結果 3)地形及び地物の状況」(p. 69 参照) に示したとおり、計画地の建築物が予定されている区域は、平成7年度に埋立てられており、計画地の地盤面は、 $T.P.+1.5m\sim T.P.+5m$ 程度の平坦な地形である。

「東京の液状化予測図(平成 24 年度改訂版)」によると、図 9.18-2 に示すとおり計画地は埋立地部分の約半分が「液状化の可能性が低い地域」に、一部が「液状化の可能性がある地域」や「液状化の可能性が高い地域」に位置している。



出典:「東京の液状化予測図 (平成24年度改訂版)」(平成25年3月 東京都)

図 9.18-2 液状化予測の状況

6) 水象の状況

計画地は、東京港に面した中央防波堤内側埋立地、中央防波堤外側埋立地及びその間の東西水路に位置する。計画地の地盤面は、T.P.+1.5m~T.P.+5m程度の平坦な地形である。「南海トラフ巨大地震等による東京の被害想定」によると、東京港埋立地での最大津波高は1.88mであり、計画地の地盤高は最大津波高よりも高くなっている。また、隣接する海の森公園(仮称)の海抜は約 T.P.+30m である。

7) 土地利用の状況

計画地は昭和 40 年代に埋立工事が行われ、平成8年に竣工した中央防波堤内側埋立地と昭和 50 年代から埋立工事が行われている中央防波堤外側埋立地及びその間の水路に位置しており、土地利用は供給処理施設、官公庁施設、屋外利用地・仮設建物となっている。計画地西側に供給処理施設、官公庁施設、専用工場、倉庫・運輸関係施設が存在し、計画地北側は海の森公園(仮称)の一部となっている。

計画地及びその周辺における都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)に基づく用途地域等の指定状況は、前掲図 9.1-10 に示すとおりである。用途地域の指定はされていない。

計画地及びその周辺における主な公共施設は、前掲表 9.1-23、前掲図 9.1-11 に示すとおりである。計画地周辺には、公園・緑地・児童遊園は合わせて 5 箇所存在し、計画地北側には海の森公園(仮称)(平成 28 年度一部開園予定)が隣接している。

8) 監視体制の状況

類似施設としてA施設における監視体制の状況を整理した。

A施設では、自衛消防隊として所長のもとに図9.18-3に示すとおりの体制が組まれており、 非常時の通報連絡、消火、避難誘導、救護等に係る体制が組まれている。

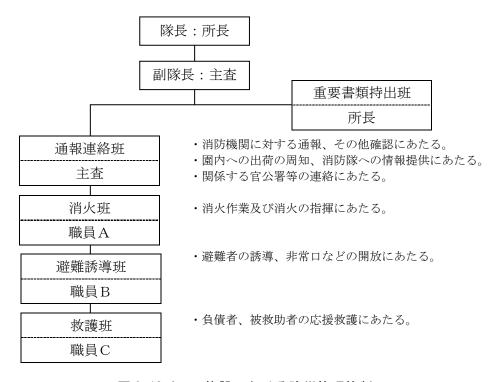


図 9.18-3 A施設における防災管理体制

9) 災害等の発生状況

東京都においては、平成 23 年の東北地方太平洋沖地震で、震源から遠く離れた都内においても液状化や大量の帰宅困難者の発生といった被害が生じた。計画地及びその周辺においては、最大震度 5 弱を観測し、約 5 時間後に高さ 1.5m の津波の発生が記録されている。

また、台風による高潮被害について、表 9.18-4に示す被害が記録されている。

表 9.18-4 計画地周辺における地震、高潮被害の被害状況

名称 (発生年月日)	被害規模	被害状況等
東北地方太平 洋沖地震 (平成23年 3月11日)	マグニチュード 9.0 (震源:三陸沖)	計画地及びその周辺の最大震度:5弱 ②建築物等被害 ・高層ビル等でエレベーターの長時間停止 ・千代田区九段会館にて天井崩落 ○交通機関への影響 ・鉄道が全面的に運行停止、施設の安全確認を実施、運転再開時 の帰宅者集中。 ③通信(携帯電話)障害 ・通信事業者による最大約9割の通話規制により、携帯電話が不 通 ○帰宅困難者の発生 ・交通機関の停止に伴い多数の帰宅困難者が発生。 ○津波発生状況 晴海で1.5m(約5時間後)
伊勢湾台風 (昭和 34 年 9 月)	最低気圧 929. 2hPa、 最大風速 45. 4m/s (愛知県渥美町)	伊勢湾の入り口から奥に向かって強い風が吹き、気圧低下とともに高潮が発生した。全国で死者・行方不明者合わせて約5,000人もの犠牲者が出るなど、被害は全国に及んだが、名古屋を中心とした伊勢湾沿岸一帯に甚大な被害が生じたことから、「伊勢湾台風」と名付けられた。
キティ台風 (昭和 24 年 8 月)	最低気圧 956. 5hPa、 最大風速 33. 2m/s (東京都八丈島)	強風を伴ったほか、満潮時と台風の通過が重なったため、東京 や横浜において大きな高潮被害が発生した。 堤防を乗り越えた海水による堤防背面の洗掘や堤防への流木 の衝突等により堤防が決壊し、死者・行方不明者 160 人を出す 大災害となった。

参考:「日本付近で発生した主な被害地震(平成8年以降)」(平成27年10月22日参照 気象庁ホームページ) http://www.data.jma.go.jp/svd/eqev/data/higai/higai1996-new.html

「東京都地域防災計画 震災編(平成26年修正)本冊」(平成26年7月 東京都防災会議)

「東日本大震災における東京都の対応と教訓」(平成23年9月 東京都)

「東京港海岸保全施設整備計画」(平成24年12月 東京都港湾局)

10) 法令等の基準等

消防・防災に関する法令等については、表 9.18-5(1) \sim (4) に示すとおりである。

表 9.18-5(1) 消防・防災に関する関係法令等

法令 • 条例等 (目的) 建築基準法 第一条 この法律は、建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定めて、国民 (昭和25年法律 第 201 号) の生命、健康及び財産の保護を図り、もつて公共の福祉の増進に資することを目的とする。 第二十条 建築物は、自重、積載荷重、積雪荷重、風圧、土圧及び水圧並びに地震その他の震 動及び衝撃に対して安全な構造のものとして、建築物の区分に応じ、それぞれ定める基準に 適合するものでなければならない。 . 高さが六十メートル以下の建築物のうち、第六条第一項第二号に掲げる建築物(高さが十 三メートル又は軒の高さが九メートルを超えるものに限る。) 又は同項第三号に掲げる建築物 (地階を除く階数が四以上である鉄骨造の建築物、高さが二十メートルを超える鉄筋コンク リート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物その他これらの建築物に準ずるものとして政 令で定める建築物に限る。) 次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。 イ 当該建築物の安全上必要な構造方法に関して政令で定める技術的基準に適合すること。こ の場合において、その構造方法は、地震力によつて建築物の地上部分の各階に生ずる水平方 向の変形を把握することその他の政令で定める基準に従つた構造計算で、国土交通大臣が定 めた方法によるもの又は国土交通大臣の認定を受けたプログラムによるものによつて確かめ られる安全性を有すること。 ロ 前号に定める基準に適合すること 【参考:大臣認定の流れ】 構造体力にかかる大臣認定を受けるために必要な事前の審査を、性能評価として指 定機関が行うことになっている。大臣認定の流れを以下に示す。 ➡ 個別建築物の塞査の流れ ・・・・・・・・ 随時受付の審査の流れ(受付審査委員会のヒヤリングは省略可能となります) 部 能評 查委 査委 能評 土交 土交 価 冝 슾 冝 価 通 通大臣認 숲 八臣認 請 受 報 付 告 曲 請 出典:「個別建築物の構造安全性評価/建築基準法関連」 (平成27年2月21日参照(一財)日本建築センターホームページ) http://www.bcj.or.jp/c12_rating/category/safety/safety01.html (耐震基準) 中規模の地震(震度5強程度)に対しては、ほとんど損傷を生じず、極めて稀にしか発生しな い大規模の地震(震度6強から震度7程度)に対しても、人命に危害を及ぼすような倒壊等の 被害を生じないことを目標としている。 出典:「マンションの耐震性等についての Q&A について」(平成 27 年 6 月 8 日参照 国土交通省 ホームページ) http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha05/07/071208_2_.html#10 (耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない特殊建築物) 次に該当する特殊建築物は、耐火建築物としなければならない。 用途 用途に供する階 客席の床面積の合計 観覧場 三階以上の階 二百平方メートル以上 (準防火地域内の建築物) 第六十二条 準防火地域内においては、地階を除く階数が四以上である建築物又は延べ面積が

千五百平方メートルを超える建築物は耐火建築物とし、延べ面積が五百平方メートルを超え 千五百平方メートル以下の建築物は耐火建築物又は準耐火建築物とし、地階を除く階数が三である建築物は耐火建築物、準耐火建築物又は外壁の開口部の構造及び面積、主要構造部の防火の措置その他の事項について防火上必要な政令で定める技術的基準に適合する建築物としなければならない。ただし、前条第二号に該当するものは、この限りでない。

表 9.18-5(2) 消防・防災に関する関係法令等

	表 9.18-5(2) 消防・防災に関する関係法令等
法令・条例等	責務等
建築基準法施行令	第八十一条2第二号
(昭和 25 年政令第 338	二 高さが三十一メートル以下の建築物 次のイ又はロのいずれかに該当する構造計算
号)	イ 許容応力度等計算又はこれと同等以上に安全性を確かめることができるものとして国 十交通大臣が定める基準に従つた構造計算
	ロ 前号に定める構造計算
消防法	第一条 この法律は、火災を予防し、警戒し及び鎮圧し、国民の生命、身体及び財産を火災
(昭和 23 年法律第 186	から保護するとともに、火災又は地震等の災害による被害を軽減するほか、災害等による
号)	傷病者の搬送を適切に行い、もつて安寧秩序を保持し、社会公共の福祉の増進に資するこ
,	とを目的とする。
	第七条 建築物の新築、増築、改築、移転、修繕、模様替、用途の変更若しくは使用につい
	て許可、認可若しくは確認をする権限を有する行政庁若しくはその委任を受けた者又は建
	築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第六条の二第一項(同法第八十七条第一項 にお
	いて準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定による確認を行う指定確認検
	査機関(同法第七十七条の二十一第一項 に規定する指定確認検査機関をいう。以下この条
	において同じ。) は、当該許可、認可若しくは確認又は同法第六条の二第一項の規定による
	確認に係る建築物の工事施工地又は所在地を管轄する消防長又は消防署長の同意を得なけ
	れば、当該許可、認可若しくは確認又は同項 の規定による確認をすることができない。た
	だし、確認(同項の規定による確認を含む。)に係る建築物が都市計画法(昭和四十三年法
	律第百号)第八条第一項第五号に掲げる防火地域及び準防火地域以外の区域内における住
	宅(長屋、共同住宅その他政令で定める住宅を除く。)である場合又は建築主事が建築基準
	法第八十七条の二において準用する同法第六条第一項 の規定による確認をする場合にお
	いては、この限りでない。
	第八条 学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店(これに準ずるものとして政令で定め
	る大規模な小売店舗を含む。以下同じ。)、複合用途防火対象物(防火対象物で政令で定め
	る二以上の用途に供されるものをいう。以下同じ。)その他多数の者が出入し、勤務し、又
	は居住する防火対象物で政令で定めるものの管理について権原を有する者は、政令で定め
	る資格を有する者のうちから防火管理者を定め、政令で定めるところにより、当該防火対
	象物について消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難の訓練の実施、
	消防の用に供する設備、消防用水又は消火活動上必要な施設の点検及び整備、火気の使用 又は取扱いに関する監督、避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理並びに収容人員
	スは取扱いに関する監督、避難又は防火工必要な構造及び設備の維持管理並びに収容人員 の管理その他防火管理上必要な業務を行わせなければならない。
	の音座での他的八音座工必要な業務を行わせなりがはならない。 第十七条 学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店、旅館、飲食店、地下街、複合用途
	防
	供する設備、消防用水及び消火活動上必要な施設(以下「消防用設備等」という。)につい
	て消火、避難その他の消防の活動のために必要とされる性能を有するように、政令で定め
	る技術上の基準に従って、設置し、及び維持しなければならない。
消防法施行令	(防火対象物の指定)
(昭和 36 年政令 37 号)	第六条 法第十七条第一項 の政令で定める防火対象物は、別表第一に掲げる防火対象物とす
(*114 00 \$\infty 01 07	3. 3. 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12
	別表第一 (1) イ 観覧場
	(14) 倉庫
	(15) 前各項に該当しない事業場
	(16)イ 複合用途防火対象物のうち、その一部が(5)イ 旅館、ホテル、宿泊所
	その他これらに類するもの
東京都震災対策条例	(目的)
(平成 12 年東京都条例	第一条 この条例は、地震による災害(以下「震災」という。)に関する予防、応急及び復興
第 202 号)	に係る対策(以下「震災対策」という。)に関し、都民、事業者及び東京都(以下「都」とい
	う。)の責務を明らかにし、必要な体制を確立するとともに、予防、応急及び復興に関する
	施策の基本的な事項を定めることにより、震災対策を総合的かつ計画的に推進し、もって
	現在及び将来の都民の生命、身体及び財産を震災から保護することを目的とする
	(基本的責務)
	第二条 知事は、震災対策のあらゆる施策を通じて、都民の生命、身体及び財産を震災から
	保護し、その安全を確保するとともに、震災後の都民生活の再建及び安定並びに都市の復
	興を図るため、最大の努力を払わなければならない。
	2 前項の目的を達成するため、知事は、震災対策に関する事業(以下「震災対策事業」とい
	う。)の計画(以下「震災対策事業計画」という。)を策定し、その推進を図らなければなら
	ない。

表 9.18-5(3) 消防・防災に関する関係法令等

法令・条例等	責務等
東京都建築安全条例	(趣旨)
(昭和46年東京都条例	第一条 建築基準法(以下「法」という。)第四十条(法第八十八条第一項において準用する場
第 121 号)	合を含む。)による建築物の敷地、構造及び建築設備並びに工作物に関する制限の附加、法
	第四十三条第二項による建築物の敷地及び建築物と道路との関係についての制限の附加、
	建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。)第百二十八条
	の三第六項による地下街に関する令と異なる定め並びに令第百四十四条の四第二項による
	道に関する令と異なる基準については、この条例の定めるところによる。
	(適用の範囲)
	第九条 この章の規定は、次に掲げる用途に供する特殊建築物に適用する。
	七 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場(不特定多数の人の集会の用に供する建
	築物で、一の集会室の床面積が二百平方メートルを超えるものに限る。以下同じ。)その
	他これらに類するもの(以下「興行場等」という。)

表 9.18-5(4) 消防・防災に関する関係法令等 法令·条例等 責務等 東京都火災予防条例 (目的) 第一条 この条例は、東京都の特別区の存する区域及び地方自治法(昭和二十二年法律第六十 (昭和23年東京都条例 七号) 第二百五十二条の十四の規定により消防事務を東京都に委託した地方公共団体の区 第 105 号) 域における消防法(昭和二十三年法律第百八十六号。以下「法」という。)の規定に基づく 火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準等、住宅用火災警報器の設置及び維持に関 する基準等、指定数量未満の危険物等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等、消防用設備等 の技術上の基準の付加並びに火災に関する警報の発令中における火の使用の制限について 定めるとともに、火災予防上必要な事項を定めることを目的とする。 第五章 消防用設備等の技術上の基準の付加 (消火器具に関する基準) 第三十六条 令別表第一(十六)項に掲げる防火対象物のうち、同表(三)項から(六)項まで、 (九)項又は(十二)項から(十五)項までに掲げる防火対象物の用途に供する部分を有するも ので、延面積が百五十平方メートル以上のものには、消火器具を設けなければならない。 令別表第一に掲げる防火対象物に存する場所のうち、次に掲げる場所には、消火器具を設 けなければならない。ただし、令第十条第一項各号に掲げる防火対象物又はその部分に存 する場所については、この限りでない。 火花を生ずる設備のある場所 燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備その他これらに類する 電気設備のある場所 三 鍛冶かじ場、ボイラー室、乾燥室、サウナ室その他多量の火気を使用する場所 四 核燃料物質又は放射性同位元素を貯蔵し、又は取り扱う場所 動植物油、鉱物油その他これらに類する危険物又は可燃性固体類等を煮沸する設備又は 器具のある場所 六 紙類、穀物類又は布類(以下「紙類等」という。)を貯蔵し、又は取り扱う指定可燃物貯 蔵取扱所 第六章 避難及び防火の管理等 (避難施設の管理) 第五十四条 令別表第一に掲げる防火対象物の関係者は、避難施設を次に定めるところによ り、有効に管理しなければならない。 避難施設には、火災の予防又は避難に支障となる施設を設け、又は物件を置かないこと。 避難施設の床面は、避難に際し、つまづき、すべり等を生じないように維持すること。 避難口又は地上に通ずる主たる通路に設ける戸は、容易に開放できる外開き戸とし、開 放した場合において、廊下、階段等の幅員を有効に保有できるものとすること。ただし、 劇場等以外の令別表第一に掲げる防火対象物について支障がないと認められる場合におい ては、内開き戸以外の戸とすることができる。 四 前号の戸は、公開時間又は従業時間中は、規則で定める方法以外の方法で施錠してはな らない。 五 階段には、敷物の類を敷かないこと。ただし、消防総監が定める基準に適合する場合は、 この限りでない。 (防火設備の管理) 第五十五条の二 令別表第一に掲げる防火対象物の関係者は、火災が発生したとき延焼を防 止し、又は避難上の安全若しくは有効な消防活動を確保するため、防火設備を次に定める ところにより、管理しなければならない。 (防火設備の管理) 第五十五条の二 令別表第一に掲げる防火対象物の関係者は、火災が発生したとき延焼を防 止し、又は避難上の安全若しくは有効な消防活動を確保するため、防火設備を次に定める ところにより、管理しなければならない。 (消防用設備等又は特殊消防用設備等の管理) 第五十五条の二の二 次に掲げる防火対象物の消防用設備等又は特殊消防用設備等の総合操 作盤及び制御装置等は、防災センターにおいて集中して管理しなければならない。 (優良防火対象物認定証の表示) 第五十五条の五の九 令別表第一に掲げる防火対象物で規則で定めるものの管理について権 原を有する者は、当該防火対象物が防火上優良な防火対象物(以下「優良防火対象物」とい う。)であるものとして消防署長の認定を受けたときは、当該認定を受けたことを証明する 表示(以下「優良防火対象物認定証」という。)を付することができる。 ○優良防火対象物の認定基準【消防総監が定める認定基準】 消防関係法令及び建築関係法令に適合していること 第 2 避難上の安全性が確保されていること 自衛消防隊の編成及び自衛消防活動能力が適切に確保されていること 第4 過去3年以内において、消防法令違反等による命令又は警告を受けたことがないか 第5 過去3年以内において、火災が発生していないこと 第6 申請者が申告する防火対策が、消防法又は火災予防条例の趣旨にのっとったものであ り、かつ、火災の予防、警戒、発見、通報消火若しくは拡大の防止又は避難若しくは消防

その他消防総監が必要と認める事項に関すること

活動に有効と認められるもの

11) 東京都等の計画等の状況

消防・防災に関する東京都等の計画等については、表 $9.18-6(1) \sim (2)$ に示すとおりである。

表 9.18-6(1) 消防・防災に関する計画、目標等

関係計画等 目的・施策等 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第40条の規定に基づき東京都防災会議が策定する計画で、 「東京都地域防 都の地域における地震災害の予防対策、応急・復旧対策及び震災復興を実施し、都民の生命・身体及 災計画 震災編 び財産を保護するとともに、都市の機能を維持することにより、東京の防災力を向上し、「首都東京 (平成 26 年修 の防災力の高度化」を図ることを目的とする。 正)本冊」 ○東京都の被害想定 (平成 26 年 7 地震規模等 人的被害 物的被害 その他 月 東京都防災 会議)

○減災

			, • 22 • 1	1		
	東京都	東京湾北部地震 M7.3 時期等:冬の18時、 風速 8m/s	死者:9,641人 負傷者:147,611人	建物被害 : 304, 300 棟 電力施設停電率 : 17.6%	帰宅困難者:5,166,126 人 災害時要援護者死者数:4,921 人 自力脱出困難者:56,666 人	
災	災目標					

11/19	以次日悰				
			目標	主な対策	
J		目標1	①死者を 6,000 人減少させる。 ②避難者を約 150 万人減少させる。 ③建築物の全壊・焼失棟数を約 20 万棟 減少させる。	 ・住宅の耐震化率を平成27年度までに90%、平成32年度までに95%にする。 ・木造住宅密集地域(整備地域)の不燃領域率を平成32年度までに70%にする。 ・主要な都市計画道路(整備地域)の整備率を平成32年度までに100%にする。 	
	東京都	目標2	①中枢機能を支える機関(国、都、病院等)の機能停止を回避する。 ② 企業等の備蓄や一時滞在施設の確保により、帰宅困難者 517 万人の安全を確保する。	・浄水場等の耐震化を推進するとともに、管路については、首都中枢・救急医療機関や災害拠点連携病院等への供給ルートの耐震継手化を平成31 年度までに100%完了(首都中枢・救急医療機関等は平成28年度までに100%完了)する。 ・東京都帰宅困難者対策条例(平成24年東京都条例第17号)に基づき、都内の事業所は、従業員等の施設内待機のための計画を策定し、従業員等への周知や3日分の備蓄の確保などに取組む。 など	
		目標3	①ライフラインを 60 日以内に 95%以上回復する。 ②避難所の環境整備などにより被災者の当面の生活を支えるとともに、ライフラインの回復と併せて、応急仮設住宅への入居などを進め、早期に被災者の生活再建の道筋をつける。	・浄水場等の耐震化を推進するとともに、管路については、首都中枢・救急医療機関や災害拠点連携病院等への供給ルートの耐震継手化を平成31年度までに100%完了(首都中枢・救急医療機関等は平成28年度までに100%完了)する。 ・災害に係る住家被害認定等に関するガイドラインを作成するとともに、り災証明に係るシステムを導入し、り災証明を速やかに発行できる体制を構築する。など	

「東京都地域防 災計画 風水害 編(平成26年修 正)本冊」

(平成 26 年 7 月 東京都防災 会議)

災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 40 条の規定に基づき、東京都防災会議が作成する計 画で、都の地域において風水害等に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、 都の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、「風水害に強い東京の実現」を図るこ とを目的とする。

○高潮対策

伊勢湾台風級の大型台風による高潮から、都民の生命、財産を守るため、都港湾局は東京港の臨海 部(荒川右岸から羽田まで)に耐震性を有する防潮堤、水門、排水機場等の対策を実施している。

事業内容		海岸保全区域延長等	整備状況(24年度末現在)
防潮堤	外郭防潮堤	38.3km	37.9km
	堤外地防潮堤	21.4km	14.9km
内部護岸		45.8km	32.8km
水門		19 箇所	19 箇所
排水機場		4 箇所	4 箇所

都と国土交通省関東地方整備局、区市町村は、管理区域である河川・海岸・港湾施設等の整備に連 携して取り組んでいる。

	90			
各機関	内容			
都建設局	○「東部低地帯の河川施設整備計画」に基づき、水門、排水機場、堤防などの河川			
	施設の耐震・耐水対策を推進する。			
都港湾局	「東京港海岸保全施設整備計画」に基づき、防潮堤、水門、排水機場等の海岸保全			
	施設の耐震・耐水対策等を促進する。			
	○ 港湾施設の耐震・耐水対策を行い、応急復旧時の資器材の保管・荷捌き場として			
	機能するオープンスペースをふ頭内に確保する。			
都下水道局	○ 「下水道施設の地震・津波対策整備計画」に基づき、下水道施設の耐震対策や耐			
	水対策、高潮防潮扉の遠方制御による自動化を実施する。			
	○ 下水道管や水再生センター、ポンプ所の被害に備え、災害時における応急復旧業			
	務に関する協定を締結している民間団体において必要な資器材を整備しておくよう			
	協力を求める。			
関東地方整備局	○ 国の直轄河川である荒川、江戸川、中川、多摩川について、築堤、護岸、高規格			
	場防等の整備を実施する。			

表 9.18-6(2) 消防・防災に関する計画、目標等

関係計画等	目的・施策等
東京都用途地域等 に関する指定方針 及び指定基準 (平成 14 年 7 月 東京都)	(防火地域及び準防火地域) 都市計画で外壁の後退距離の限度や一定規模以上の敷地面積の最低限度が定められた場合など、防災上の措置が講じられた区域を除き、50%を超える建ペい率が指定された区域に準防火地域を指定する。

9.18.2 予測

(1) 予測事項

予測事項は以下に示すとおりとした。

- 1) 耐震性の程度
- 2) 津波対策の程度
- 3) 防火性の程度

(2) 予測の対象時点

予測の対象時点は、火災、地震からの安全性の確保が必要な期間とし、東京 2020 大会の大会 開催前、大会開催中、大会開催後の全期間のうち、大会開催後とした。

(3) 予測地域

予測地域は、計画地及びその周辺地域とした。

(4) 予測手法

予測は、施工計画等から推定する方法によった。

(5) 予測結果

1) 耐震性の程度

本事業は、多数の方々が利用する施設として安全性を確保する必要がある。計画地は、建築物を建設予定の地区は「液状化の可能性が低い地域」に位置していること、杭基礎を計画していることから、地盤の安定性は確保される。さらに、本事業では、表 9.18-7 及び表 9.18-8 に示すとおり、構造体について耐震安全性の分類は II 類とし、公共性が高い施設として、「大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく構造物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られるものとする。」としている。本事業の建築物の構造、架構形式、基礎形式は表 9.18-9 に示すとおりである。

これらから、耐震性は確保されると予測する。

表 9.18-7 建築物の種類別に求められる耐震安全性

分類	目標水準 対象とする施設		用途例	用途 係数
I	大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。	(1) 災害応急対策活動に必要な施設のうち特に重要な施設。(2) 多量の危険物を貯蔵又は使用する施設、その他これに類する施設。	・本庁舎、地域防災センター、防災通信施設・消防署、警察署上記の付属施設(職務住宅・宿舎は分類Ⅱ。)	1.5
п	大地震動後、構造体の大きな補 修をすることなく建築物を使 用できることを目標とし、人命 の安全確保に加えて機能確保 が図られている。	 (1) 災害応急対策活動に必要な施設。 (2) 地域防災計画において避難所等として位置付けられた施設。 (3) 危険物を貯蔵又は使用する施設。 (4) 多数の者が利用する施設。ただし、分類 I に該当する施設は除く。 	 ・一般庁舎 ・病院、保健所、福祉施設 ・集会所、会館等 ・学校、図書館、社会文化教育施設等 ・大規模体育館、ホール施設等 ・市場施設 ・備蓄倉庫、防災用品庫、防災用設備施設等 ・上記の付属施設 	1. 25
Ш	大地震動により構造体の部分 的な損傷は生じるが、建築物全 体の耐力の低下は著しくない ことを目標とし、人命の安全確 保が図られている。	分類Ⅰ及びⅡ以外の施設	・寄宿舎、共同住宅、宿舎、工場、車庫、渡り廊下等 ※都市施設については別に考慮する。	1.0

注) 赤枠が、本事業で求められる耐震性の分類を示す。 出典:構造設計指針(平成26年4月 東京都財務局)

表 9.18-8 非構造材に求められる耐震安全性

分類	耐震安全性の目標	対象とする施設	
A	大地震動後、災害応急対策活動等を円滑に行ううえ、又は危険物の管理のうえで支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られるものとする。	(1) 災害応急対策活動に必要な施設 (2) 危険物を貯蔵又は使用する施設 (3) 地域防災計画において避難所等として位 置付けられた施設 ※(1)、(2)は構造体の用途区分と同じ	
В	大地震動により建築非構造部材の損傷、移動等が発生する場合でも、人命の安全確保と二次災害の防止が図られていることを 目標とする。	(1) 多数の者が利用する施設 (2) その他、分類 I 以外の施設	

注) 赤枠が、本事業で求められる耐震性の分類を示す。 出典:構造設計指針(平成26年4月 東京都財務局)

表 9.18-9 構造計画概要

建物名称	構造計画概要		
グランドスタンド棟	スタンド棟 地上2階、高さ13m、鉄骨造、耐火構造		
	骨組形式:ラーメン構造、杭基礎		
艇庫棟	地上2階、高さ11m、鉄骨造、耐火構造		
	骨組形式:ラーメン構造、杭基礎		
フィニッシュタワー	地上 5 階、高さ 20m、鉄骨造、骨組形式:ラーメン構造、杭基礎		

※グランドスタンド棟、艇庫棟は防火対象物だが、フィニッシュタワーは防火対象物ではない。 (表 9.18-5(2)参照)

2) 津波対策の程度

計画地は、都が整備する防潮堤外に位置している。計画地の地盤面は、T.P.+1.5m~T.P.+5m程度の平坦な地形となっている。東京港埋立地の最大津波高は1.88m(南海トラフ巨大地震等による被害想定)であり、計画地及びその周辺の地盤高は最大津波高よりも高い。締切堤外側高さはT.P.+3m(A.P.+4.2m)あり、最大津波高に対し十分な高さとなっている。

計画建築物はグランドスタンド棟、フィニッシュタワー、倉庫、簡易宿泊所、レストラン等(艇庫棟)として利用される計画であり、施設利用者の緊急時の避難経路は今後検討する予定

であるが、非常時でも迷わず避難できるよう計画する。

また、高潮への対策については、東京港における高潮の記録で最大の潮位 T.P.+3.1m に対し 防潮堤の天端高さは T.P.+3.1m であり、競技場全体を防護できる施設となっている。

以上のことから、最大津波高や高潮を考慮した地盤高さや締切堤外側高さが確保されている 他、津波や高潮発生時においても影響は回避できるよう配慮がなされていると予測する。

3) 防火性の程度

計画地は防火地域の指定はない。

さらに、本事業は、表 9.18-10に示す建築基準法で定める耐火建築物に該当し、同法第 2 条 に掲げる基準を満たす計画としている。

また、東京都建築安全条例(昭和 25 年東京都条例第 89 号)に定める特殊建築物として耐火 構造とし、消防法施行令(昭和 36 年政令 37 号)に定める防火対象物として、建築基準法施行 令、消防法施行令及び東京都火災予防条例(昭和 23 年東京都条例第 105 号)の基準を満たす、 消火設備等の設置・避難及び防火の管理等を計画している。

表 9.18-10 本事業の建築物の防火性に係る基準等

	- 衣 9.10-10 本事未の建築物の防火性に除る基準等 	•			
法令等	防火性に関連し該当する主な基準等				
建築基準法	第二条第九号の二 耐火建築物				
	次に掲げる基準に適合する建築物をいう。				
	イ その主要構造部が(1)又は(2)のいずれかに該当すること。				
	(1)耐火構造であること。				
	(2)次に掲げる性能(外壁以外の主要構造部にあっては、(i)に掲げる性能に限る)に関して政令				
	で定める技術的基準に適合するものであること。				
	(i) 当該建築物の構造、建築設備及び用途に応じて屋内において発生が予測される火災による火				
	熱に当該火災が終了するまで耐えること。				
	(ii)当該建築物の周囲において発生する通常の火災による火熱に当該火災が終了するまで耐え				
	ること。				
	ロ その外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に、防火戸その他の政令で定める防火設備(そ				
	の構造が遮炎性能(通常の火災時における火炎を有効に遮るため				
	性能をいう)に関して政令で定める技術的基準に適合するもので				
	法を用いるもの又は建設大臣の認定を受けたものに限る)を有す	ること。			
	別表第一(い)	耐火建築物等			
	(一) 観覧場に該当 (グランドスタンド棟)				
	(二) ホテル、寄宿舎に該当(艇庫棟)				
	(五) 倉庫に該当 (艇庫棟)				
東京都建築安	第9条 特殊建築物	特殊建築物			
全条例	第5項 ホテル又は簡易宿所に該当(艇庫棟)				
	第7項 観覧場に該当(グランドスタンド棟)				
	第 11 項 料理店に該当(艇庫棟)				
	第12項 倉庫に該当 (艇庫棟)				
消防法施行令	第6条 別表1	防火対象物			
	(1) イ 観覧場に該当 (グランドスタンド棟)				
	(14) 倉庫に該当 (艇庫棟)				
	(15) 前各項に該当しない事業場(フィニッシュタワー)				
	(16)イ 複合用途防火対象物のうち、その一部が旅館、ホテル、				
	宿泊所その他これらに類するもの (艇庫棟)				
東京都火災予		消防法施行令別表第1に			
防条例	(第 35 条~第 47 条)	掲げる複合用途防火対象			
	第6章 避難及び防火の管理等	物として、遵守する必要が			
	(第 48 条~第 55 条の 5)	ある。			

注:フィニッシュタワーは、上記法令に定める耐火建築物等、特殊建築物には該当しない。

本事業の防火設備等は、消防法及び東京都条例による設置義務を満足するよう、表 9.18-11 に示すとおりの設備等を設置する計画としている。

表 9.18-11 本事業における防火設備設置計画

分類	消火設備等	グランドスタンド棟	艇庫棟	フィニッシュタワー
発見・通報	自動火災報知設備	0	0	0
	非常電話	_	_	_
	非常警報装置	0	0	0
	火災通報装置	_	_	_
	総合操作盤		_	_
避難誘導	非常照明設備	0	0	_
	誘導灯及び誘導標識	0	0	0
	避難器具		_	_
初期消火	消火器具	0	0	0
	屋内消火栓設備	0	0	_
	スプリンクラー	_	_	_
	不活性ガス消火設備	_	_	_
	粉末消火設備	_	_	_
	ハロゲン化物消火設備		_	_
	泡消火設備	_	_	_
本格消火	非常用進入口		_	0
	屋外消火栓設備	_	_	_
	動力消防ポンプ設備	_	_	_
	排煙設備	0	_	_
	消防用水		_	
	連結送水管		_	
その他	非常電源設備	0	0	_
	避雷設備	0	0	_

※設置義務のあるもの「○」、設置義務のないものは「一」で示す。

以上から、本事業は、建築基準法、東京都建築安全条例、消防法及び東京都火災予防条例の 基準を満たすとともに、不特定多数の人々が利用する施設として、耐火建築物としての基準を 満足する計画としている。

したがって、防火性は確保されると予測する。

緊急時の避難経路は、今後検討する予定であるが、非常時でも迷わず避難できるよう計画する。

9. 18. 3 ミティゲーション

- (1) 予測に反映した措置
 - ・建築基準法、東京都建築安全条例、消防法及び東京都火災予防条例に準拠する耐震基準・防 火基準を満たした計画とする。
 - ・災害時の避難経路は、非常時でも迷わず避難できるよう計画する。

9.18.4 評価

(1) 評価の指標

評価の指標は、関連法令等の耐震基準、地域防災計画の目標との整合性、防火基準とした。

(2) 評価の結果

1) 耐震性の程度

本事業は、構造設計指針(東京都財務局)に基づき、不特定多数の者が利用する施設である として、大地震発生時においても人命の安全確保に加えて機能確保の基準を満足する設計となっている。

以上のことから、東京都の防災計画等との整合が図られており、評価の指標は満足するものと考える。

2) 津波対策の程度

計画地の地盤面は、T.P.+1.5m~T.P.+5m 程度の平坦な地形となっている。東京港埋立地の最大津波高は 1.88m(南海トラフ巨大地震等による被害想定)であり、計画地及びその周辺の地盤高は最大津波高よりも高い。締切堤外側高さは T.P.+3m(A.P.+4.2m)あり、最大津波高に対し十分な高さとなっている。なお、隣接する海の森公園(仮称)の海抜は約 T.P.+30m である。

また、高潮への対策については、 東京港における高潮の記録で最大の潮位 T.P.3.1m に対し競技場全体を防護できる施設となっている。

計画建築物はグランドスタンド棟、フィニッシュタワー、倉庫、簡易宿泊所、レストラン等 (艇庫棟)として利用される計画であり、施設利用者の緊急時の避難経路は今後検討する予定 であるが、非常時でも迷わず避難できるよう計画するとしている。

以上のことから、東京都の防災計画等との整合が図られており、評価の指標は満足するものと考える。

3) 防火性の程度

本事業は、建築基準法、東京都建築安全条例、消防法及び東京都火災予防条例に基づき、耐火建築物及び防火対象物として基準を満足する計画となっており、防火性は確保される。

以上のことから、施設の防火基準との整合が図られており、評価の指標は満足するものと考える。